

平成28年度文教・警察常任委員会における
運営方針および重点審議事項

【運営方針】

- ◎ 県内・県外行政調査、県民参画委員会等による多面的な調査研究の実施や活発な審議を通じて、執行部の施策をチェックするとともに、必要に応じて施策の提言を行うよう努める。

【重点審議事項】

- ◎ 子どもの学力向上とたくましく生きる力を育む教育の推進について
- ◎ 犯罪の起きにくい社会づくりと県民の命を守るための基盤の整備について